

中央建設業審議会ワーキンググループ経営事項審査改正専門部会の設置について

1. 設置趣旨

経営事項審査は、公共工事入札の資格審査における客観的事項の評価基準として広く公共発注者に用いられており、公共工事における受注者選定のプロセスの中で重要な役割を果たしている。

しかしながら、現在の経営事項審査については、完工高に関する評価に偏重しているなど建設業を取り巻く社会経済情勢や建設業の経営の変化への対応の遅れが見られることや、虚偽申請が排除できていないなどの問題点が指摘されており、平成18年6月に設置された「建設産業政策研究会」の中間取りまとめにおいても、上記のような問題点を踏まえた経営事項審査の改正の必要性が指摘されているところである。

こうした状況を踏まえ、経営事項審査の審査項目や基準、審査方法等の改正について検討を行うこととする。

検討に当たっては、経営事項審査については中央建設業審議会の意見を聴くことが建設業法で定められている一方で、経営事項審査の審査項目は財務状況など専門的な内容を多く含むことから、中央建設業審議会ワーキンググループの下に専門部会を設置し、具体的な改正内容について検討することとする。

2. メンバー

学識経験者、発注者、受注者の3者で構成。別紙参照。

3. 運営方法・検討スケジュール

平成19年2月に開催される中建審ワーキンググループにおいて当部会を設置し、その後3～4回程度の会議を経て、平成19年5月を目処に取りまとめを行う。

4. 想定される論点

- (1) 評価項目・ウエイトの見直し
 - ・企業規模等に応じた評価方法
 - ・完工高を重視した企業規模評価の見直し
 - ・海外工事の評価等企業集団の評価 等
- (2) 公正な評価基準の確立
- (3) 経審の活用方法の柔軟化